

自主避難者等への支援に関する関係省庁会議（平成 27 年度第 1 回）議事要旨

日 時：平成 27 年 6 月 19 日（金）13:30～14:30

場 所：復興庁幹部会議室

出席者：復興庁浜田復興副大臣（座長）、熊谷統括官、田谷福島復興局長、佐藤参事官、牛島参事官、金刺参事官、清水企画官、内閣府吉永企画官（政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会基盤担当）代理）、内閣府食品安全委員会事務局木下リスクコミュニケーション官、内閣府熊野参事官補佐（政策統括官（防災担当）参事官（被災者行政担当）代理）、原子力被災者生活支援チーム有馬企画官（原子力被災者生活支援チーム参事官代理）、消費者庁高橋政策企画専門官（消費者政策課長代理）、総務省大臣官房総務課市川課長補佐（大臣官房総務課復旧復興支援室長代理）、文部科学省板倉大臣官房政策課長、文科省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室岩岡係長、厚生労働省浅野首席職業指導官、厚生労働省大臣官房総務課三村課長補佐（復興対策本部次長代理）、農林水産省深谷原子力災害対策専門官（大臣官房食料安全保障課長代理）、資源エネルギー庁沼尻企画調整官（原子力損害対応総合調整官代理）、国土交通省住宅局真鍋住宅総合整備課長、国土交通省道路局高速道路課藤丸課長補佐（高速道路課長代理）、環境省得津放射線健康管理担当参事官、原子力規制庁南山監視情報課長

議事 1：座長あいさつ

議事 2．被災者生活支援等施策の推進状況について

<応急仮設住宅の供与について>

- 先日 6 月 15 日に、福島県が 6 年目の延長について決定するとともに、平成 29 年 4 月以降の取扱いについても決定したところ。
- 特に、避難指示区域以外からの避難者に対する平成 29 年 4 月以降の取扱いについては、災害救助法に基づく応急救助から、新たな支援策へ移行していくと県が発表した。
- 新たな支援策として、借上げ住宅等から県内の恒久的な住宅への移転費用の支援や低所得世帯等に対する民間賃貸住宅家賃への支援等について、今後、県が検討を進めることとしている。

<福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業について>

- 平成 26 年度は、463 園・所（約 5 万人）の幼稚園・保育所、523 校（約 3 万人）の小・中学校、8 団体（458 人）の社会教育関係団体で事業を実施した。
- 平成 27 年度からは、復興庁に新設された「被災者健康・生活支援総合交付金」のメニューとして実施。

<安全・安心のための子供の健康対策支援事業について>

- 平成 26 年度も 10 県で実施したところ。
- 平成 27 年度は青森県を除く 9 県で引き続き実施中。
- これまで、基準値を超えるような値が検出された例はない。

<被災児童生徒就学支援等事業について>

- 平成 23 年度～平成 26 年度は「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、4 年間で総額約 444 億円を措置し、基金事業として実施した。
- 平成 27 年度は、単年度の交付金（被災児童生徒就学等支援事業交付金）として、所要額を計上している。

<自主避難者が各区外に転居した場合の就学の取扱いについて>

- 小中学校については、①同一市区町村内で転居した場合、②他の市区町村に転居した場合、いずれも必要な手続を取ることで、引き続き従来の学校に通うことが可能である。
- 高等学校についても、引き続き従来の学校に通うことが可能である。

<就労支援（マザーズハローワーク事業）について>

- マザーズハローワークを全国 21 箇所、マザーズコーナーを全国 163 箇所（平成 27 年度 4 箇所新規設置予定含む）で設置している。
- 福島避難者等就職支援事業を活用し、帰還するまでの間の避難先での一時的な就業又は帰還地域での就業を希望する子育て中の求職者個々の希望に応じたきめ細かな就職支援を実施している。

<東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議について>

- 平成 25 年 11 月 11 日 第 1 回専門家会議から平成 26 年 12 月 22 日までに 14 回の専門家会議を実施し、中間取りまとめを公表。
- 中間取りまとめの内容及び今後の対応について、資料に基づき説明。
- 避難解除による帰還後の個人被ばく線量の把握事業について、資料に基づき説明。

<公営住宅の入居円滑化について>

- 平成 26 年 6 月に、支援対象避難者の公営住宅への入居に際し、優先的な取扱いを行うよう事業主体に要請した。
- 平成 26 年 10 月 1 日より居住実績証明書の発行を開始、平成 27 年 4 月末時点で、発行件数は 50 件。
- 67 都道府県・政令市のうち、優先的取扱いを実施している事業主体は、平成 27 年 4 月 16 日時点で 30 道県・10 政令市。

<情報支援事業について>

- 平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間の事業として実施しているものであり、本事業を通じて、NPO を活用した情報提供等について、ノウハウ等が蓄積され、その体制が構築されつつあることから、今年度、全国シンポジウムの開催等により、3 年間の取組を総括し、成果や課題を整理した上で、今年度で終了することとしている。
- しかしながら、依然として不安定な生活を送っている自主避難者が多く中、自主避難者に対する情報提供については、今後とも継続される必要があると考えており、検討を行っている。

<個人線量管理・線量低減活動支援事業について>

- 個人線量計の配付や、食品測定器の校正等について各省庁で支援を行っている。
- 例えば、福島再生加速化交付金では、平成 26 年度は約 13.7 億円・59 事業、平成 27 年度は約 12.3 億円・58 事業を実施しているところ。
- 測定のみならず、相談員等を活用しつつ、測定後のサポートも行っていくことが重要。

議事 3 : その他

- ・ 引き続き被災地の状況等を共有し、被災者生活支援等施策を推進していくことを確認。

以上